

優待お食事券事業
「2025秋のランチで食うポン」 募集要綱

1. 事業目的

本事業は、平成 22 年より毎年春の観光シーズン（花見山など）にあわせ、市内飲食店の売上向上および交流人口の拡大を目的として実施してまいりました。

これまで「ランチで食うポン」を通じてご来店いただいた県内外のお客様からは、「一度入ってみたかったが、きっかけがなかった」、「こんなお店があるとは知らなかった」、「ランチで食うポンで新しいお店を探すのが楽しみ」などの声を頂戴しており、大きな集客効果が得られております。

原材料費の高騰など厳しい状況が続く中ではありますが、本年『秋』も第 26 回目となる本事業を実施いたします。なお今回は、皆様からのご意見をもとに内容について協議・検討を行った結果、従来の「1,100 円コース」に加え、新たに「1,300 円コース」を設け、参加飲食店の皆様にご選択いただける形で実施することといたしました。

また、本事業は前回春と同様に、「冊子形式（パンフレット）」と、当所ホームページにて掲載内容が確認できる「ランチで食うポン WEB」の両方で展開いたします。なお、昨今の電子化の流れを鑑み、今後、参加店の皆様のご意向も踏まえながら、パンフレットを廃止し完全電子化へ移行することも視野に検討して参ります。

よりよい事業運営を目指し、引き続き努力してまいりますので、ぜひご参加賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<目的>

- ①福島市内の参加飲食店において、【食うポンランチ】をご注文いただくと、通常 1,100 円超のメニューが 1,100 円（税込）、又は通常 1,300 円超のメニューが 1,300 円（税込）で食事可能となる事業で、市民はもとより本市へ観光やビジネス等で訪れた方に利用していただき、市内飲食店における消費の拡大・売上増進を図ります。
また、同時に豪華賞品が当たるスタンプラリー「ランチ de ラリー」を実施し、利用頻度を上げ、売上増進を図ります。
- ②参加飲食店の店舗情報・対象メニュー・マップ等を記載したパンフレットを市内要所に設置することにより、観光客や一般市民に広く利用を促します。

2. 事業期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）～11 月 30 日（日） 2 ヶ月間

3. 今回の変更点

- ① 1,100 円コース：通常 1,100 円超のメニューを 1,100 円（税込）で提供いただくコース
- ② 1,300 円コース：通常 1,300 円超のメニューを 1,300 円（税込）で提供いただくコース

上記 2 つのコースを設け、参加飲食店には参加するコースを選択いただきます。

※両方のコースに参加することも可能です。その場合、1,100 円（税込）、1,300 円（税込）の 2 つの特別メニューをご用意いただきます。

4. 参加料（※物価高騰により、参加料を3,000円値上げいたしました。）

1店舗 18,000円 ※1社で複数店舗参加する場合は18,000円×店舗数とします。

5. 対象参加店（前回2024春は54店舗参加）

お昼の時間帯に営業している福島市内の飲食店であり、かつ福島商工会議所、飯坂町商工会、飯野町商工会、松川町商工会のいずれかの会員であることを参加条件とします。

※ただし、非会員の場合は同時入会により参加可能です。

6. 参加店が提供する食事について

【食うポンランチ】をご注文いただいたお客様に提供する食事内容は、原則として以下のいずれかのサービス内容で提供して頂きます。

（1）特製ランチを作製

コース価格以上の価値のある特製ランチ

（2）既存メニューの割引

通常、コース価格以上で提供している定食等

（1,100円コースの例）通常1,200円の定食を1,100円（税込）で提供など

（3）メニューの組合せ

メニューを組み合わせた額面がコース価格以上の定食等

（1,300円コースの例）

ランチ1000円＋サイドメニュー500円の食事を1,300円（税込）で提供など

7. 運用方法

- ・お客様がパンフレットやスマホ画面などを提示しなくても「【食うポンランチ】をお願いします」と注文するだけで、食うポンランチの提供が可能と致します。

食うポンランチは原則、定休日以外は提供するようにしてください。やむを得ない事情により事業期間中に料理を提供できない日がある場合は、あらかじめその日（期間）をパンフレットに表記いたしますので、必ず原稿に記入してください。

また、お客様の声として、土日も提供を希望する方がたくさんいらっしゃいますので、ご検討をお願いします。

- ・食うポンランチがやむを得ず数量限定の提供となる場合は、予めその旨パンフレットに表記いたしますので、必ず原稿に記入してください。

- ・提供するメニューは、必ず本事業にお申込み頂いたパンフレットの写真と同じメニューを、それぞれのコース価格にて提供してください。食うポンランチご注文のお客様からメニュー内容を変更してほしいという希望があった場合もお断り頂きますようお願い致します。

尚、食材の仕入れ状況等によってやむを得ずパンフレットの写真と異なるメニュー提供することが予想される場合は、予めその旨パンフレットに表記いたしますので、必ず原稿に記入してください。

- ・2つのコースを設定する場合、パンフレットにはどちらか1つの写真しか掲載できない場合もございます。その際でも両コースのメニュー内容をパンフレットに表記いたしますので、必ず原稿に記入してください。

8. 【食うポンランチ】の夜営業時間内使用について

お昼の時間帯に来店できないお客様の要望により、【食うポンランチ】の夜営業時間内の使用も認めております。なお、この場合は、お昼の時間帯同様、パンフレットに記載する【食うポンランチ】を提供して頂くことと致します。

また、夜営業時間内（時間を限定し実施いただいて結構です。例：18:00～20:00）に【食うポンランチ】の提供が可能な店舗につきましては、その旨をパンフレットに記載致します。
（パンフレット記載例：夜営業時間内【食うポンランチ】利用可、又はそれに伴ったマーク）

9. 福島商工会議所発行の【特別お食事券】について

ランチで食うポン参加店で使用できる福島商工会議所発行の【特別お食事券】

①対象メニュー限定特別お食事券（プレゼント企画用等で発行予定）

※【食うポンランチ】限定で使用できるお食事券となります。



（参考：2025 年度春「対象メニュー限定特別お食事券」のイメージ）

②参加店舗で使えるお食事券（ランチ de ラリー当選賞品用として発行予定）



（参考：2025 年度春「参加店舗で使えるお食事券」のイメージ）

お取扱いについて

- ・福島商工会議所発行の【特別お食事券】は、記載の金額の金券としてお取り扱いいただき、超過差額があった場合は、レジで精算してください。
- ・記載金額に満たないメニューでのお会計の際には、おつりは出さないください。
- ・換金の為に回収し、受取後に社判等の押印により再利用を防止してください。

使用期限

特別お食事券：令和7年11月30日（日）（予定）

参加店舗で使えるお食事券：令和8年1月31日（土）（予定）

※有効期限を過ぎたものは使用できないものとします。

換金方法

参加飲食店は、自店で使用された【特別お食事券】と後日郵送する【換金請求書】を当所にご持参、または郵送してください。後日、参加店指定の口座へお振り込みいたします。

※郵送での換金請求を希望される際は、以下の点にご同意いただける場合のみ対応いたします。

- ①普通郵便での配送中の事故につきましては、当所では責任を負いかねます。
ご心配な場合は、書留をご利用いただくか、直接当所にご持参ください。
- ②【換金請求書】に記入いただいた枚数と同封いただいた【特別お食事券】の枚数に相違があった場合は、同封いただいた【特別お食事券】の枚数で受付いたします。

換金期限 令和8年2月27日（金）（予定）

10. PR方法

①パンフレットを以下の通り様々な場所に配布(パンフレット5万部発行予定)

＜パンフレット設置場所＞

ダイユーエイト、いちい、金融機関(信金・東邦・福銀)、福島市役所、学習センター、福島駅
西口観光案内所、飯坂町・松川町・飯野町各商工会、福島商工会議所、コラッセふくしま 等

②のぼり旗の設置

③広報媒体

④福島商工会議所のホームページへの掲載

・各参加店の情報をパソコン、スマートフォンで確認可能

11. 各種調査

各種調査

事業内容の進捗状況の把握、改善、効果の検証の為に月毎のクーポン合計使用枚数を集計します。

また、本事業の有効性を計るため「ランチで食うポン実施月とその他の月を比較した売り上げ増減率、及び利益増減率」もあわせてご回答いただきます。

必ずクーポン実績台帳を提出期限までに福島商工会議所までFAXして下さい。

※実績台帳は事業スタート前に参加店へご郵送いたします

クーポン実績台帳の提出期限：12/5(金)まで

提出先FAX：024-525-3566

【本事業の内容等に関するお問い合わせ】

電話 024 - 572 - 7118(直通) FAX024 - 525 - 3566

福島商工会議所 地域振興課 上村・大谷

【お申込内容及び掲載原稿に関するお問い合わせ】

電話 024 - 573 - 4788 FAX024 - 573 - 4766

e-mail coupon@sp-plan.jp

広告代理店 アトリエ・オレンジ内

以上